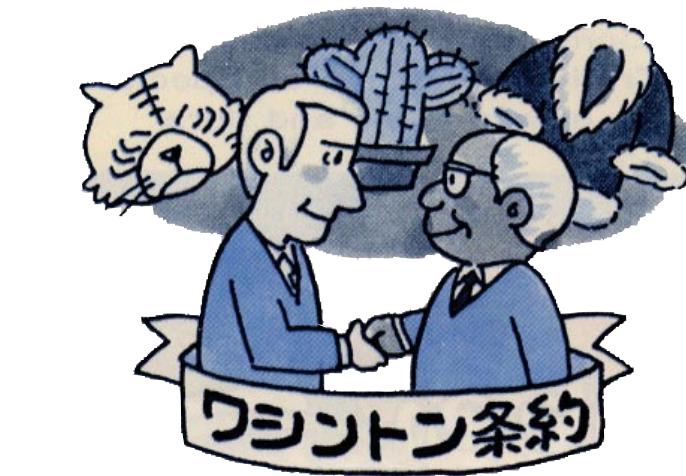


ご存知ですか？ ワシントン条約！

ワシントン条約は野生動植物の国際取引を規制して、絶滅のおそれのある野生動植物を保護することを目的とした条約で、正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」とい、英語の頭文字を取って「CITES」(サイテス)、「CITES」(別名「ワシントン条約」と呼ばれて)います。

条約では、特定の種を附属書、に指定して、商業取引を禁止、あるいは規制しています。

我が国もこの条約に基づいて、動植物これらを使用した製品・加工品も含む)の持ち込みを厳しく規制しています。



Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora

Convención sobre el Comercio Internacional de Especies Amenazadas de Fauna y Flora Silvestres

Convention sur le commerce international des espèces de faune et de flore sauvages menacées d'extinction



ワニ革製等のハンドバッグ

象 牙

ウミガメ(全種)

ヒョウの歯物

沖縄管内における事例



入国際輸出許可書サイテスを取
得して、ながらため任意放棄されたもの
や鑑賞用として購入した生きた動植物
はもちらんのことこれらを使用した製品
は規制の対象となります。

シマヘビは海外旅行の楽しみのひと
つですが、せかく買って、日本に持ち込
むことができるお土産がたくさんあり
ます。

シマヘビは海外旅行の楽しみのひと
つですが、せかく買って、日本に持ち込
むことができるお土産がたくさんあり
ます。

シマヘビは海外旅行の楽しみのひと
つですが、せかく買って、日本に持ち込
むことができるお土産がたくさんあり
ます。

シマヘビは海外旅行の楽しみのひと
つですが、せかく買って、日本に持ち込
むことができるお土産がたくさんあり
ます。

ワシントン条約の内容

附屬書	区分	規制内容	輸入するに必要な書類	対象種
I	絶滅のおそれのある動植物で国際取引による影響を受けているか又は受けたことのある種	・商業目的の国際取引は禁止。 ・人工養殖されたもの、条約適用前に取得されたものは商業取引が可能。 ・学術研究目的の取引は可能。	・輸出国の管理当局が発行する輸出許可書(CITES) ・通商産業大臣が発給する輸入承認証 ・その他	ゴリラ、チンパンジー、オランウータン、トラ、ヒョウ、インドゾウ、コウノトリ、オジロワシ、うみがめ、タマイ、アシアアロワナ、オオカミ、ライ(一部)、ボア(一部)、ワニ(一部)
II	現在は必ずしも絶滅のおそれがある動植物ではないが、国際取引を規制しなければ絶滅のおそれがある種	・商業目的の国際取引は可能。	・輸出国の管理当局が発行する輸出許可書(CITES) ・通商産業大臣が発給する事前確認書(生きている動物) ・その他	オウム、サンゴ、ライオン、サボテン、ラン、シクラメン、シャコガイ、コブラ、ボア、ワニ、オオコウモリ等
III	締結国が自国の管轄内の動植物の保護のために国内規制措置に加えて他の締結国との協力を必要とする種	・商業目的の国際取引は可能。	・輸出国の管理当局が発行する輸出許可書(CITES) ・通商産業大臣が発給する事前確認書(生きている動物) ・その他	ベンガルギツネ(インド) オコジョ(インド) セイウチ(カナダ) コサギ(ガーナ)等

日本への持ち込みが規制されているもの(代表例)

生きている動植物	サル(全種)	スローロリス、カニクイザル、チンパンジー等
	オウム(全種)	オウム、インコ類(セキセイインコ、オカミエンコを除く)
	植物	ラン全種、サボテン全種、ソテツ全種等
	その他	ワシ、タカ、リクガメ、カメレオン、オオサンショウウオ、アシアアロワナ等
加工品・製品	毛皮、歯物	トラ、ヒョウ等のネコ科の動物、オオカミ、クマ(一部)、シマウマ(一部)等
	ハンドバッグ、ベルト、財布等	ワニ、ウミガメ、ヘビ(一部)、トカゲ(一部)、ダチョウ(一部)等
	象牙・同製品	インドゾウ、アフリカゾウ
	はぐ製	ワシ、タカ、ワニ、ゴクラクチョウ、センザンコウ(一部)等
その他	その他	シャコガイの製品、クジャクの羽、オウムの羽飾り、サンゴの製品(一部)、「じゃこう」を含有する薬等

ワシントン条約で規制している動植物(これらを使用した製品加工品も含む)を国内に持ち込むためには、条約で定めた機関の発行する書類(輸出国の輸出許可書や通産省の輸入承認証等)が必要です。なお、条約の附屬書及びに属する生きた動物を輸入する場合には、事前に通商産業大臣の確認を受ける必要があります。

国外へ持ち出すにも!

国内に持ち込むためには?

ワシントン条約で規制している動植物(これらを使用した製品加工品も含む)を国内に持ち込むためには、条約で定めた機関の発行する書類(輸出国の輸出許可書や通産省の輸入承認証等)が必要です。なお、条約の附屬書及びに属する生きた動物を輸入する場合には、事前に通商産業大臣の確認を受ける必要があります。